

安倍首相の在任期間が歴代最長になり、地元にはお祝いムードもありますが、拉致や北方領土問題は進展せず、憲法違反の安保法制の制定、森友学園や加計学園問題におけるお友達の優遇など負の部分もあり、評価は時期尚早だと思います。

そうした中で、安倍首相 主催の「桜を見る会」に、自身の支援者を大勢招待していたことが問題になっています。各界の功労者の慰労が目的とされていますが、最近、招待者数や予算額が急増し、安倍首相の地元後援会では、毎年、数百人が参加し、前夜の夕食会、都内の観光ツアーとセットで年中行事のようになっていたようです。税金を使って後援会活動が公然と行なわれていたとすれば、到底許されることではありません。

私たち政治に携わる者は、決して奢ることなく、常に我が身を省みて姿勢を正さなければと痛感しました。県民全体のために公正に仕事をするという県政の原点に立ち返り、質問したいと思います。

1. 米軍岩国基地問題について

(1) まず、米軍機墜落事故調査報告書についてお聞きいたします。

11月2日、「高知沖の米軍機墜落事故に関する調査報告書によると、岩国基地に所属するパイロットの規律違反が横行している」という報道があり、そこには、手放しの操縦や飛行中の読書、ひげ剃りなどの自撮り、薬物乱用、アルコールの過剰摂取、不倫などに関する記述もあるとのことで、こんなに規律の緩んだ部隊の航空機が頭の上を日々飛んでいるのかと思うと、とても恐ろしく憤りさえ感じました。

知事も、早速7日に上京され、「信じられない言語道断の行為である」として、国に「詳細な情報の速やかな提供を求める」旨の要請を行なわれました。

それを受けて、先週29日に、防衛省から政務官が説明に来られましたが、その際の「墜落事故に関する追加説明」と題する国の資料の冒頭を読んで、「あれ」と違和感を持ちました。調査結果の概要はすでに説明済みとの前提で、その後の是正措置や沖縄沖の事故の内容を追加的に説明するという趣旨になっており、パイロットの規律違反に関する説明はまったくありませんし、口頭の説明も11月の説明の域を出ていません。つまり、知事も言語道断だと言われ、私たちも非常に関心を持っている、規律違反の具体的事例に関する説明はなかったということでしょうか、お尋ねいたします。

また、政務官は「県への説明が十分でなかったことを反省している」としていますが、これだけ不安を与えているのに、自らの「反省」だけで、県民や県に対する「謝罪」はなかったということですね。

また、「平成28年の沖縄の事故は、沖合約270キロの公海上だから、日米合同委員会合意によれば通報対象ではない」とされていますが、こうした事故の通報に関する日米合意の内容を教えてください。今後、それをどのように改善していくべきか、県のお考えをお聞かせ下さい。

さらに、この間の経過をみていて、いくつか疑問があります。

この調査報告書は、9月26日に、海兵隊のホームページで公開されていますが、県は、その存在をいつ、どのような形で知ったのですか、その経緯を明らかにして下さい。

今回の報道を受けて、11月5日に国から追加の情報提供があり、その中で、10月に関係自治体に説明した際に、事故原因の4つの重大な要因の一つ「職務上ふさわしくない部隊司令の姿勢」として、「規律無視の常態化を蔓延させている・・・」旨説明したとされています。つまり、国は規律違反の横行を10月の時点ですでに把握しており、そのことを一応県にも伝えていることとなりますが、県としてはどのような認識だったのですか。

国も県も、1000ページを超える大部なので報告書の内容を十分に把握できなかつたとしていますが、専門の職員がいて、そんなことがあるのだろうかと思いに思、報告書を少し読んでみました。専門用語も多く難しかったのですが、それでも、まもなく意外なことに気がつきました。

今年6月24日付の第一海兵航空団の事故調査報告書の冒頭7ページに、「Executive Summary（要約）」という部分があり、そこに、規律違反、指揮系統の乱れなどが明確に書かれているではありませんか。自撮りの写真などは後半に出てきますが、サイズも大きく見つけるのは簡単です。県の担当の方は、報告書を手に入れてすぐに、こうした部分に目を通されなかったのですか、お聞きいたします。

知事、そんなに時間はかかりませんので、ご自身でこの「Summary」の部分だけでも読んでみて下さい。そうすれば、知らなかったとは言えないと思いますが、いかがでしょうか。

(2) 次に、爆音裁判についてお聞きいたします。

提訴以来10年余りを経過して、10月25日、広島高裁で控訴審判決が出され、一審に続いて二審でも、爆音の違法性と損害賠償が認められました。これは、この裁判の大きな成果だと思えます。

しかし、滑走路の沖合移設後については賠償額が減額され、艦載機の移駐後については判断が先送りされました。また、飛行差止めについては「国の支配の及ばない第三者の行為」として、訴えが認められませんでした。

この結果を不服として、原告139人は、10月31日最高裁へ上告しました。

一方、国は上告を断念、原告515人の裁判は終結し、賠償金の支払いが行なわれることとなります。

しかし、これですべて解決ではありません。今後も、何万人という基地周辺住民の被害は続きます。

10月下旬には、艦載機約60機が岩国に帰還し、まもなく激しい訓練が始まりました。最近では、連日、早朝から夜まで断続的に轟音が響きわたり威圧感さえ感じるほどで、昨年レベルとは明らかに違います。由宇町からは「数十分のうちに15機以上の戦闘機が飛び、電話の音が聞こえない。ストレスで血圧が上がる」と悲鳴のような声も届けられています。

そこで、お聞きいたします。最近の騒音被害について、県はどのように認識しているのですか。タッチアンドゴーなどの激しい訓練が行なわれているのではないかと思います。最近の訓練の内容について教えて下さい。また、艦載機は空母を離れて4週間が経過すると一定の訓練を義務付けられると聞きましたが、その「4週間ルール」の存否とその内容をご説明下さい。

飛行停止については、米側に直接ではなくても、違法状態を解消するため米側と交渉するよう国に義務付けることはできるはずであり、「第三者行為論」を持ち出し判断を避けたことには司法の限界を感じました。

広汎な住民が爆音に苦しんでいて、それが法律に反するという司法の判断が確定した

わけであり、法治国家たる日本において、違法状態を放置することは許されません。次は、行政の出番であり、騒音被害防止のための有効な対策をとる重い責任、義務が生じたと思います。今回の判決を大きな根拠として、県としても、改めて、飛行制限など実効性ある対策を求めて、早急に米側と交渉を開始するよう、国に強く求めるべきではないでしょうか、お尋ねいたします。

2. 地域医療について

先日開催した私の小さな会合の出席者の男性から、「仕事中小指を切断し、救急車で市内の病院に向かったが受け入れてもらえず、他の病院でも応急措置のみで、とうとう1時間あまりかけて防府の県立総合医療センターまで搬送。手術が終わったのは深夜過ぎ、事故発生から10時間も経過していた」との訴えがありました。そこに、現在の医療が抱える問題が潜んでいるように感じました。

そこで、山口県の地域医療の現状と課題について、質問いたします。

2016年に、地域における医療提供体制の将来のあるべき姿を示した「山口県地域医療構想」が策定され、その中で、団塊の世代が75歳以上になる2025年の医療需要の増加を踏まえて、県内8つの二次医療圏ごとに機能別の必要病床数が示されています。集中治療のための病床に症状の落ち着いた患者も入院しているなど、過剰な急性期の病床数を削減し、回復期の病床数の増大を目指しているとされています。

構想策定からすでに3年が経過していますが、県全体と岩国医療圏について、これまでの取組み状況、特に、現時点における「急性期」と「回復期」の病床数は、「必要病床数」と比べて、過不足、どの程度の水準にあるのでしょうか教えてください。また、構想実現のため今後どのように取り組まれるのか、県のお考えをお聞かせ下さい。

そうした中で、今年9月に、厚生労働省から「再編統合について特に議論が必要な公立・公的医療機関等」として全国424施設の実名が公表されました。その中に、県内の14の病院、岩国医療圏でも岩国市立の錦中央病院と美和病院、そして医師会病院が含まれていました。あまりにも唐突で乱暴なやり方に驚きましたし、身近な病院がなくなるのではないかと県民の間に大きな不安が広がっています。

この再編案が示された経緯と目的を教えてください。また、「再編統合」というとすぐ病院がなくなってしまうのではないかと心配ですが、その具体的内容についてもご説明下さい。ここに掲載された病院については、来年9月ころまでに結論を出すよう求められているとのことですが、今後のどのようなスケジュールで検討が行なわれるのですか、またこれに対する山口県の方針、考え方を教えてください。先日、国から担当者が来県し、医療関係者を集めた説明会が開催されたようですが、その際の出席者の意見、国の対応ぶりをお聞かせ下さい。

また、日頃お世話になっている医師から、地域医療の現状についてお聞きしたところ、大きな問題の一つとして「医師不足」をあげられ、「2004年に導入された新たな臨床研修制度により、若い医師が都市部に集中する傾向が強まり、地方の医師不足が深刻になっている。このままでは、救急医療やへき地医療などに支障が生じる恐れがある」とのことでした。

県内及び岩国圏域の医師不足の現状と課題をどのように把握しておられますか。また、医師を確保するためにどのような対策をとってきたのか、その効果、今後の方針も含めてご説明下さい。

若い医師に選択される魅力ある職場とするためには、医療施設・設備の充実や勤務条件の改善などハード、ソフト両面の対策が必要であり、そのための国や県の支援も必要だと思いますがいかがでしょうか。

3. 農業問題について

平成29年の初め、トランプ大統領が突然 TPP からの離脱を表明し、衝撃が走りました。その後、日米二国間で FTA 交渉の合意に至り、政府は農業については TPP 水準より悪くはないと胸を張っていました。しかし、TPP により日本の農業は大打撃を受けるとされていましたので、これからの日本の農業、とりわけ本県の農業の将来が懸念されてなりません。あのアメリカの広大な大地で生産される小麦や米、トウモロコシなど日本の農地の生産体制ではとても太刀打ちできないことは明らかです。唯一、北海道で使われている大型農業機械は北欧から輸入されているそうですが、それでもアメリカの超大型機械には到底及びません。

私は、昨年11月議会でも同様の質問をしましたが、その後いろいろな動きがあり、日本の農業が危機にさらされていて、まして本県では独自の取り組みも遅れているのではないかと感じ、再度質問いたします。

本県の農地を守りこれ以上耕作放棄地を増やさないためにどうすべきか、その方策の一つは農地の集積・集約を進めること、一方で中山間部が7割を占める本県の特性を活かしながら特色のある安心・安全な作物を生産し、付加価値をつけて販路を開拓する2つの手法を使い分けることだと思えます。

農地中間管理機構による農地の集積・集約化について、まずお伺いいたします。平成26年に機構が開設されてからの農用地利用配分計画の認可件数の推移をお答えください。また、農地の利用権設定期間はどうなっていますか。利用権設定を受ける経営体の主な要件も教えてください。さらに認可されてから、農地がどのように管理され活用されているのか、その把握・指導をどうしているのかも教えてください。私の周囲からは、認可された農地の管理に関する苦情や問題がよく聞こえてきます。

次に、本県独自の取り組みについてお伺いいたします。

国が平成30年に廃止を決定した主要農作物種子法についてです。昨年私が県独自の条例を制定すべきと質したところ、それは考えていないとの答弁だったと思えます。その後全国的にも独自の条例が次々に制定され、現時点で条例を制定した県やそれに向けて動き始めた県は、全国で半数近くに及ぶと聞いています。予算措置ももちろんですし、農業大学校と試験場の統合など新しい動きもありますが、まずは条例制定に取り組むべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

先日、有機農業に携わっておられる方と意見交換をする機会を得ました、そこでまず話題になったのは県独自の条例なしで、農作物の安心・安全をどう守っていくのだろうかということでした。これについてどのように考えておられるのか、県の見解をお尋ねいたします。

私は、今でも3反の田んぼと1反の畑を柳井市の山の中で耕作し、農地を荒らさないよう悪戦苦闘しています。鳥獣被害と雑草と孤独感と闘いながら、それでも収穫の喜びを自然から与えてもらいながら頑張っている一人として、現場の声を大切にしたい施策を熱望しておりますので、ご答弁よろしくお願いたします。

再質問

1. 米軍岩国基地問題

(1) 事故調査報告書について

報告書のページ数がいくら多くても、県庁には専門の人もいるはずですし、優秀な翻訳ソフトもあります。全部と言わなくても、主要な部分だけでも急いで翻訳するというのが行政の常識ではないでしょうか。もう一度お聞きしますが、11月2日の報道が出るまで、パイロットの規律違反が横行していることを本当に知らなかったのですか。明確にお答え下さい。

今回の政務官の説明でも、常態化していた規律違反の実態は、依然として明らかになっていないように思いますが、これでは県民の不安も解消されません。例えば、そうした行為の発生の時期や頻度、兵士の割合、その原因などの詳細を知った上で、今後の改善策の効果を把握する必要があります。規律違反の実態について、再度説明を求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

(2) 岩国爆音訴訟について

騒音被害の防止のために、県も、これまでことあるごとに国に要望してきました。防音工事や、新たな交付金を使った地域振興事業も行なわれています。しかし、それだけではあまり効果がなく、違法状態は変わらないことが明らかになったわけです。

こうした事態を受けて、県としては、どうしたら騒音被害を軽減、防止できるとお考えですか。そうした具体的、実行的な方法を是非考えていただきたいのですが、いかがですか。

2. 地域医療について

私の母は岩国市の北部 錦町に住んでいますが、やはり高齢化に伴い病院のお世話になることが多くなっています。地元の錦中央病院では、もちろん診療科は限られていますし、高度医療を受けられません。でも、何か気になることがあれば、すぐに診察を受けることができ、専門病院を紹介してもらうこともできます。

やはり、身近に病院があることは、地域住民、特に高齢者にとってはどれほど安心かわかりません。過疎化が進行しているのですから、病院の患者数も減少しているとは思いますが、そんな数字だけで統廃合の議論をすべきではないと思います。

経営状況が悪ければ公費をつぎ込んでも、基本的インフラとして、地域の医療機関はできるだけ維持して行くべきだと思いますが、もう一度、県のお考えをお聞きいたします。

3. 農業問題について

- (1) 農用地利用配分計画による認可件数は5年間で約1000件もあるとの答弁だったかと思いますが、それらのすべてをパトロールすることができるのか疑問です。ある農業の専門家の男性は、認可された農地の3分の2は、きちんと耕作・管理されていないのが現状だと言われていました。

もしも集積農地の要件を満たさないことが確認された場合、罰則はあるのでしょうか、たとえば認可を取り消すことはあるのでしょうか。これまでの例があれば教えてください。

また、利用権設定期間は10年とのことで、10年を経過してさらに継続する場合には、農地の貸し手の意向を確認することになっています。貸し手は、自身で耕作が困難になったので預けたわけで、10年後その土地の所有者が死亡などで不在になった場合、相続者を把握することは、ますます困難になるのでしょうか。その対策はどうされるのでしょうか、お尋ねいたします。

- (2) 数日前のテレビで、総理枠と言われる「60」番を付した「桜を見る会」の招待状が届いた野口勲さんという方が紹介されていました。野口さんは、伝統野菜消滅の危機を感じ、全国の固定種の野菜の種を取り扱う種苗店を営む方で、少し前に農業に関心を持つ安倍昭恵さんが種を買いに来られたとのことでした。

現時点では米などの主要農産物に限られている種子法廃止ですが、このままではなし崩しで、外国の企業の種子がなければその他の農産物まで生産ができなくなるかもしれません。要綱では法的制限もなく不十分です。私たちの農業を守るためには、先祖代々受け継いできた日本の気候風土に合う固有の「種」を守ることが不可欠であり、県による米やむぎなど主要作物の種子の安定供給と伝統野菜の保護等を目的とする「種子条例」の制定を急ぐべきだと思いますが、もう一度県のお考えをお聞きします。

再々質問

1. 米軍基地問題

(1) 事故報告書

重大な問題や事件が発生すると、行政はすぐに「再発防止に務める」と言います。それは当然ですが、問題発生の原因をきちんと究明してその根本を絶たなければ、言葉だけでは何の効果もありません。

今回の事例でも、報告書は公表されており、そこに規律違反の横行について明確に書かれていることは、読めば誰でもわかることです、私にも理解できました。公文書の破棄や事実の隠蔽なども行なわれる政治情勢ですから、知っていて、米側あるいは国から口止めされたのか、県民の反発を恐れてあえて公表しなかったのか、何らかの意図が働いた疑いも捨てきれません。

県として、改めて報告書を精査した上で、事故の原因についてきちんと県民に説明していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(2) 爆音裁判

ある目の不自由な方から、話し声も聞こえず仕事に支障が生じ、健康にも悪影響を与えているという切実な訴えがありました。現実には、市民の生活が脅かされています。

安保条約と地位協定により、基地の自由使用が認められており運用に物申すことはなかなか難しいかもしれませんが、国を通じて要望はできるはずですが、米側にとっても、地元住民の理解が大切であり、実際に、訓練移転なども行なわれていますし、また日米協議会の確認事項で、飛行時間やコースの制限なども実施されています。新しい状況に

対応して、少しでも騒音軽減を図るために、運用のあり方にも踏み込んだ対策を国や米側と協議していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(3) 農業問題

私が農業をしている近くの法人の農地では、作物の植え付けはするものの、その後はほとんど管理が行われず雑草が生い茂り、毎年のように苦情が寄せられます。今年は稲の病気が蔓延し、周囲に広がり個人の田んぼにも大きな被害が出ました。先ほどの答弁にありましたパトロールや指導が行われているとはとても思えません。受け手に、適切な利用に向けた指導を行っているとの答弁でしたが、実際には何を行っておられるのでしょうか、パトロールのやり方、頻度、過去の事例をお示してください。